

20 健康管理事業

県、共済組合、互助会では、生活習慣病予防を主眼とした健診事業など各種の健康管理事業を次のとおり行なっています。

◀ 県 ▶

事業名	内 容		時 期	対 象 者 (県立学校、県教委事務局の教職員)
定期健康診断	定期健康診断	問診、視力、身長、体重、尿（糖・蛋白・潜血）、血圧、胸部X線（直接撮影）	4～10月	全員 ※結核健康診断を兼ねる
		腹囲	〃	全員
		胃（胃部直接撮影）	〃	35歳以上、35歳未満の希望者
		血液（17項目検査）	〃	全員
		心電図（12誘導）	〃	全員
		聴力	オージオメーター検査	〃
		会話法	〃	上記以外の者
	大腸がん（免疫学的便潜血検査2日法）	〃	35歳以上の希望者	
指定年齢健康診断	日帰りドックと同程度		4～11月	35歳、40歳、45歳、50歳の正規職員
ストレスチェック	調査票によるストレスチェック		年1回	全員
	医師による面接指導			高ストレス者のうち、面接を希望する者で、実施者が認めた者
	集団分析			全所属
特別健康診断	腰痛検査		7～10月	特別支援学校の介護等従事者

※市町立の学校の教職員を対象とした定期健康診断、ストレスチェックは、各市町教委において実施されます。

◀ 共済組合 ▶

事業名	内 容		時 期	対 象 者
特定健康診査及び特定保健指導	特定健康診査	生活習慣病に着目した健診を実施	7月～	今年度中に40歳以上75歳未満の年齢に達する組合員、任意継続組合員、被扶養者
	特定保健指導	生活習慣の改善が必要な者にリスクに応じた保健指導を実施		
日帰りドック（一部、県実施）	<ul style="list-style-type: none"> 定期健康診断と同程度の項目に加え、眼底、腹部超音波、骨密度、乳・子宮がん等 38歳、48歳、58歳の希望者に脳検査を実施 自己負担あり 		5～1月	38歳、43歳、48歳、53歳、56歳、58歳（4月1日現在）の組合員
婦人検診	乳がん、子宮がん（自己負担金あり）		7～2月	女性組合員
胃検診	胃部エックス線撮影 定期健康診断の胃検診に合わせて実施		4～12月	組合員 ただし、定期健康診断の胃検診対象者を除く。
健康教育事業	健康教育講習会の開催経費助成		年間	講習会開催の所属所
	メンタルヘルスに関する啓発用冊子を配布		5月	新規採用の正規職員
メンタルヘルス講習会助成	地域メンタルヘルス対策協議会が開催するメンタルヘルスに関する講習会経費の助成		年間	地域メンタルヘルス対策協議会
ウォーキンググランプリ	1チーム3人以内で2か月間のチームの歩数を競う		10, 11月	組合員等
新規採用教職員に対する職場訪問カウンセリング事業	公認心理師／臨床心理士を職場に派遣し、新規採用教職員を対象としたカウンセリングを行う		5～10月	新規採用の正規職員
うつ病等集団認知行動療法による復職支援事業	うつ病等による病休・休職者を対象に、山口県立こころの医療センターにて、復職支援を行う		6～2月	うつ病等による病休休職者のうち、主治医及びこころの医療センター医師が認める者
インフルエンザ予防接種助成	対象期間内に受けた予防接種に対し、1回限り1,000円を上限とし、費用の助成を行う		1月まで	組合員（任意継続組合員を除く）

《 県 》

事業名	事業内容	時期	対象者
メンタルヘルス研修会 開催事業	メンタルヘルスに関する意識啓発を目的とした研修会を開催	7～8月	県市町教育委員会の教職員
メンタルヘルス講習会 開催事業	管理職等を対象に、職場のラインケア等に関する講習会を開催	5～6月	管理職員等

《 互助会 》

事業名	事業内容	時期	対象者
肺疾患検診 (ヘリカルCT検査)	ヘリカルCT専用検診車による巡回検診	7～8月	会員（定員 1,000人）

《 県・共済組合・互助会 》

事業名	事業内容	時期	対象者
心の健康相談	専門医等による無料カウンセリング（年3回）が受けられる「心の健康相談利用券」入りのメンタルヘルスポケットブックの配付	年間	組合員、会員及び家族
巡回保健相談（注）	○ 所属訪問（保健指導員が学校を訪問） 健康管理全般に関する相談に対応 ○ 個別相談（保健指導員が学校を訪問） 所属（個人）からの相談希望に対応		

（注） 1. 保健指導員

保健師、看護師、心理相談員の資格をもった者を配置しており、健康全般に関する相談を電話で受けるとともに、各職場を訪問し、生活習慣病予防や日常における心とからだの健康管理についての助言や個人相談を行っています。

2. 相談内容（相談内容については、一切秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。）

肥満、高血圧、運動不足、食生活、保健衛生、メンタルヘルス、職場での健康管理など心身の健康に関するあらゆること。

3. 相談日時

月曜から金曜日まで（8時30分から17時15分まで 電話番号 083-933-2246、080-1935-4270

※ 来所される場合は、所属の訪問で不在の場合がありますので事前に連絡してください。

《 互助会 》

事業名	事業内容	時期	対象者
メンタルヘルス 所属訪問	保健指導員によるメンタルヘルスに関する相談等	年間	組合員、会員及び家族、 特別会員及び配偶者
相談事業（注）	組合員及び会員からの相談を受ける ○ 教職員総合相談事業（その他生活全般） ・ 職場、結婚、法律、その他一身上の問題		

（注） 1. 相談員

相談員は、人生経験が豊富で、何事でも心やすく相談に応じられる者を配置しています。また、法律的な問題は顧問弁護士と相談しながら的確な解決方法を考えます。

2. 相談内容（相談内容については、一切秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。）

職場の問題、経済上の問題、住居の問題、交通事故の問題、子供の問題、法律問題、結婚の問題、その他一身上の問題、健康（心）の問題等

3. 相談日時

月曜から金曜日まで（8時30分から17時15分まで 電話番号 083-925-6450、083-933-4776

※ 相談は無料です。ただし、法律的問題での訴訟、その他の手続きまたは、医療処置等でその費用を要する場合は、相談者の負担となります。